

二松學舎大学附属高等学校野球部後援会会則

(名称)

第1条 本会は、二松學舎大学附属高等学校野球部後援会と称し、事務所を二松學舎大学附属高等学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、二松學舎大学附属高等学校野球部を後援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 二松學舎大学附属高等学校野球部の練習及び対外試合に対する援助・応援活動
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる者のうちで、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

- (1) 二松學舎大学附属高等学校に在籍する生徒の父母、または、これに代わるその他の保護者（以下、「父母等」と称する）とする。
- (2) 二松學舎大学附属高等学校卒業生
- (3) 二松學舎大学附属高等学校卒業生の父母等
- (4) 二松學舎大学の学生及び卒業生
- (5) 二松學舎大学附属高等学校の取引業者
- (6) 上記のほか、本会の趣旨に賛同する個人及び法人

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 会計監査 2名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員を選出は、総会で行い、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
二松學舎大学附属高等学校副校長（若しくは教頭）は、副会長に就任するものとする。
- (3) 幹事は、会長及び副会長を補佐し、総務及び会計を掌理する。
事務長は、幹事に就任するものとし、会計を分掌する。
- (4) 会計監査は、本会の会務及び会計経理の運用を監査する。

(役員会)

第8条

1 本会に、第5条の役員をもって構成する役員会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 役員候補者の選出
- (2) 総会に提出する議案の原案作成
- (3) 本会の運営に関する事項

2 役員会は、会長が必要に応じ招集する。役員会の議長は、会長とする。

- 3 役員会は、半数以上の出席（委任状を含む）により成立し、議事は、出席者の過半数の同意を得て決定する。
- 4 役員会を、本会の執行機関とする。

（総会）

第9条

- 1 本会は、次の事項を審議するため、年1回総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。
 - (1) 役員を選出
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 本会則の改廃
 - (5) その他本会運営に関する重要事項
- 2 総会は、会長が招集し、議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。
- 3 総会を、本会の最高議決機関とする。ただし、役員会をもってこれに代えることができる。

（顧問）

第10条

- 1 本会は、二松學舎大学附属高等学校校長を顧問に推戴する。
- 2 前項の顧問のほか、顧問を置くことができる。
- 3 顧問は、役員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 4 顧問は、本会の円滑な維持運営について、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

（会計）

第11条

- 1 本会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 個人会員の会費は、年額3,000円とする。なお、法人会員の会費は年額10,000円とし、1口以上とする。
- 3 会員は2年間、会費未納の場合は脱会扱いとする。
- 4 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事務担当）

第12条 会の事務は、二松學舎大学附属高等学校に委託する。事務局は事務室に置く。

附則

この会則は、昭和52年2月7日から施行する。

附則（昭和56年4月1日）

この会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則（平成3年4月1日）

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成17年1月29日）

この会則は、平成17年1月29日から施行する。

附則（平成18年6月24日）

この会則は、平成18年6月24日から施行する。

附則（平成24年6月23日）

この会則は、平成24年6月23日から施行する。

附則（令和1年6月15日）

この会則は、令和1年6月15日から施行する。